

所定疾患施設療養費について

所定疾患施設療養費とは、介護老人保健施設において入所者様の必要とする医療に適切に対応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設内での医療対応に関して、以下の要件を満たした場合に加算として評価されるものです。

別紙の通り厚生労働大臣が定める基準に基づいて、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定要件

① 対象となる疾患

肺炎（検査を行った場合に限る）

尿路感染症（検査を行った場合に限る）

带状疱疹

蜂窩織炎

慢性心不全の増悪（注射または酸素投与等の処置を実施した場合に限る）

② 上記疾患について、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、連続する7日（加算Ⅱの場合は10日）を月1回に限り算定できるものである。

③ 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。

④ 当該加算の算定開始後は、前年度の算定状況＝治療状況について公表すること。

⑤ 当該介護老人保健施設サービスを行う医師が、感染症対策に関する研修を受講していること。

令和7年度 所定疾患施設療養費 算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	1				1			1					3
	日数	10				10			4					24
尿路感染症	件数	2	3	1	1	2		5	5	1	1	1	3	25
	日数	8	23	5	4	8		21	25	5	4	7	15	125
带状疱疹	件数							1	1					2
	日数							7	8					15
蜂窩織炎	件数				1	1	1	2	1		1			7
	日数				4	6	8	12	4		5			39
慢性心不全増悪	件数													0
	日数													0
合計	件数	3	3	1	2	4	1	8	8	1	2	1	3	37
	日数	18	23	5	8	24	8	40	41	5	9	7	15	203